

生活 パイロット

「現在ご入金の確認が取れておりません」「債権移行につき本月中にご

連絡ください」といったハガキやメールを送り付け、債権回収会社を装って架空請求を行う悪質な事例が増加しています。

【事例】「A債権株式会社」からとする「ご確認のお願い」というハガキが届いた。「請求書の支払いが確認できないため、期日までに連絡するように」と書いてあった。期日はハガキが届いた翌日となっている。内容の確認についての問い合わせ窓口の電話番号が記載

されている。請求を支払う必要はありません。実在する債権回収会社と同じ社名であるとしても、請求に心当たりがなければ、債権回収会社になりすましていることが考えられます。記載されている電話

ので、何かあれば最寄りの市町村、県の消費生活センターの消費生活相談窓口にお問い合わせください。(県消費生活・男女共同参画プラザIIアイネス相談専用)097・534・0999/啓発



悪質な架空請求の事例増加

覚えがなければ支払い不要

されていた。全く身に覚えがないが、どうしたら良いか。

【アドバイス】債権回収会社に似せた名前をかたる悪質業者が、架空の債権を請求する事例が増加しています。覚えのない

番号には決して電話してはいけません。気になるようであれば、法務省のホームページに掲載された債権回収会社の連絡先に問い合わせるようにしましょう。相談は匿名でできます。講座の依頼 ☎097・534・2038

「税金相談室」 「まるごと労働相談室」 「法律あれこれ」 「財産と権利のQ&A」 「生活パイロット」は終わります。